

都市における精神薄弱者の存在形態と行政課題（1）

Lifestyle of the Mental Retarded and Task of Social Welfare Services (1)

山田 明 *
Akira Yamada

はじめに

障害者の生活実態を明らかにする作業は一方では数量的な調査として1970年代になって各地で行われるようになったが¹⁾、その方法では個々の障害者に関する問題の全体像やアリティをつかむうえで大きな制約があった。それを補うために、もう一方で事例的調査が行われてきたわけである。この事例的調査についても横断分析的に現在の生活問題を広くとらえようとするものと²⁾、縦断分析的にその人の生活史からそのライフサイクルにかかる問題を把握しようとするものがある。筆者はこうした調査としていくつかの研究を行ってきたが³⁾、いずれも身体障害者を対象としたものである。

障害者問題の1つの独自的位置をもつ精神薄弱者問題についても筆者は1970年以後その歴史的研究を行ってきたが⁴⁾、現状の精神薄弱者の生活問題を悉皆的に把握する作業はできずにきていた。

本報告は平成2年10～12月現在における東京都内A区における全精神薄弱者の生活史的調査である。全数を把握することおよびその基本的な生活史状況の把握をねらいとしたものである。この種の調査はこれまでに例がないだけにひと

つの社会的意義があると考え報告するものである。

1. A区における精神薄弱者問題の概況

(1) 都市としてのA区の概況

A区の人口は平成2年1月現在で34万9,600人である。昭和40年には42万人、50年には36万人、60年には35万人とほぼ一貫して人口減少傾向を示している。これは平均世帯人員にも反映しており、昭和40年2.71人、50年2.42人、60年2.28人、平成2年2.22人となっている。

人口構成比をみると（昭和60年）、0～14歳16.3%、15～39歳42.8%、40～64歳30.9%、65歳以上10.0%である。年少人口の減少、老人人口の増大傾向を示しており、平成12年には0～14歳12.9%に対し、65歳以上18.1%と逆転する推計がされている。

住民層は居住歴の長い地元住民層と、区外から転入し短期間のうちに区外に転出していく若年層から成り立っている。

夜間人口と昼間人口の流入超過傾向は年ごとに著しくなり、昭和60年には夜間人口35万7,000人、昼間人口41万9,000人、流入超過人口6万2,000人であったのが、平成12年には夜間人口32万1,000人、昼間人口44万人、流入超過人口

11万9,000人と見込まれている。

(2) 区内障害者の概況

区内障害者数の推移を身体障害者手帳、愛の手帳所持者（精神薄弱者）数、両者の合計数の各項目でみると、昭和58年身体障害者5,810、精神薄弱者772、合計6,582、昭和60年6,555、855、7,410、昭和62年7,285、918、8,203、平成元年7,578、934、8,512、平成2年4,386、914、6,300である。

A区では昭和60年11月に心身障害者（児）実態調査を行っているが、生活施設入所中の障害者は調査対象から外されている。このことは施設入所率の高い精神薄弱者についてはもっとも重要な問題の1つが調査対象外とされていたことを意味する。たとえば平成2年度でいえば、914名の精神薄弱者中175名(19.1%)が精神薄弱者授護施設に入所し、この他に精神薄弱児施設、重症心身障害児施設入所者が若干名いる。

このような制約をもつデータであるが、この昭和60年調査から区内精神薄弱者の生活概況をその存在形態に関係する範囲でみておこう。

障害程度では1度者5.9%、2度者22.0%、3度者49.7%、4度者22.2%である。年齢別でみると、20歳未満42.7%、20～29歳18.2%、30～39歳19.0%、40～49歳11.1%、50～59歳5.9%、60～69歳2.2%である。

世帯類型をみると、単身世帯3%、核家族世帯74%、3世帯同居世帯12%である。単身者以外の家族構成の詳細をみると、本人と親が同居しているケースは25.2%、本人と親と兄弟姉妹のケースは44.6%、本人と親と兄弟姉妹と祖父母のケースは2.6%で、基本的には親といっしょにくらしている者が8割を占めている。このほか本人と配偶者あるいは本人と子どもというように配偶関係を有する者が5.1%に及んでいる。

近所に家族・親族が住んでいるとした者が155名、31.3%に及んでいる。その内訳をみると、兄弟姉妹68名(43.9%)、祖父母40名(25.8%)、父母17名(10.9%)となっている。

区の福祉サービスに対する要望では46%の者

が「福祉施設の建設」をあげ、43%の者が「だれもが安心して暮らせるまちづくり」、38%が「働く場の確保」をあげている。入所施設や福祉作業所などの通所施設の要望がきわめて高いことがわかる。平成元年度の福祉事務所での精神薄弱者の相談件数898件のうち施設入所関係が741件(82.5%)であったこととも符合するものである。ちなみに平成元年度の身体障害者相談件数中の施設入所関係は9.4%である。

2. 精神薄弱者の生活形態と生活問題

本調査で把握した精神薄弱者は847名である。この847名を大きく分けると、昭和2年～9年生は46名(5.9%)、10～19年生は119名(14.0%)、20～29年生は141名(16.6%)、30～39年生は131名(15.5%)、40～49年生は240名(28.7%)、50～59年生は143名(16.9%)、60～平成元年生は24名(2.8%)となる。

(1) 昭和2～9年生

1) 生活施設入所者

現在64～57歳であるが、この46名のうち19名(40.4%)は生活施設に入所している。

いくつかの入所施設を経験した人もいるが、最初の入所年齢をみると、31歳1名、35歳3名、39歳1名、40歳2名、41歳1名、43歳1名、48歳1名、49歳1名、52歳2名、55歳1名であった。

入所理由に関わる事例を何例か見てみよう。48歳で入所した2度の障害者（以下○度者と略記）は、入所まで両親と兄家族（同居）との間で意見がわれ、兄の息子が精神不安定の状態となり、両親もやっと納得した。35歳で入所した3度者は、精神薄弱児施設・障害児学級卒業後、農家の手伝いや精米所などに雇われたが、長続きせず、自家の留守番を10数年した。52歳で区内A施設に入所した2度者は、5歳で通園施設に入り、その後精神薄弱児施設に入るが、6カ月で不適応のため退所、以後3カ所の施設をへて47歳のときに区内B福祉ホームに通所、5年

後に上記施設に入所した。40歳で入所した3度者は、学校卒業後父の塗装業を手伝っていたが、本人30歳時母死亡、35歳時父死亡、その後2～3の会社に就業したが長続きせず、39歳時に同居人より区に相談あり、施設入所となった。52歳時入所の4度者は、父母なく、ずっと兄（10歳年長）の世話を受けてきたが、兄退職により施設入所希望となった。49歳時入所者は、精神病院入院中に退院をすすめられ、区内A施設入所となった。身寄りは義姉のみだった。55歳時入所の3度者は、父母死亡、住込み手伝いとして引き取られていたが、本人も年をとったので施設入所となった。

ここにはいくつかの施設入所理由があるが、40歳前後になって家族の保護機能が限界に達し、あるいは本人の機能低下がすすみ、就労生活や通所生活、家庭生活が難しくなったことが大きな理由である。“親なきあと問題”と直結しているといえよう。

2) 在宅生活者

47名中14名はどこにも行かない在宅生活である。その生活の詳細は不明であるが、分かる範囲でその概況を示そう。64歳の3度者は85歳の母と2人暮らしである。弟と同居している人もいる。63歳の4度者は85歳の母と同居していて、妹が隣に住んでいるが、母なきあとは面倒を見てくれることにはなっていない。61歳の3度者は本人の兄弟が10人いるが、面倒を見る気はなく、兄嫁の兄弟が手伝っている。1昨年本人ヒステリーが激しくなり、兄嫁が疲れはて、施設入所の相談があり、ショートステイ制度を定期的に利用することで、本人・家族の気分転換をはかることとした。60歳の2度者は82歳の姉が世話をしている。58歳の3度者は64歳の姉家族が世話をしている。57歳の3度者は50歳の弟家族の世話を受けているが、中卒後金属会社で7～8年勤め、その後職を転々としている。4度者は肢体不自由者と結婚し、生活保護受給中である。

この年齢層では、障害者を世話をしている親や兄弟も相当の高齢であり、家庭内の世話の限界

に達している。ショートステイ制度などの困難緩和策を利用しながら、より長期的安定的な方策が求められよう。そのほとんどが入所施設予備軍だととも考えられよう。結婚している人の場合は地域での市民生活のための総合的な援助が必要となる。

3) 就労者（含家事手伝い）

就労者と家事手伝いの人が8名いる。64歳の4度者（肢体不自由4級）は42歳で施設退所して農家の手伝いを10年し、パン工場で働いたが、病気で施設にもどった。その後職業訓練校に入り、会社就職、61歳で老人ホームに入るがやがて退所し、新聞販売店に住込みで勤めている。同年齢の3度者は理髪店で働いているが、87歳の母、62歳の弟、57歳の妹と暮らしている。63歳の3度者は元の運送業を手伝っている。61歳の3度者は25年前から現在のところに住込んで就労しているが、5年前に勤務先の相談でケアスワーカーが訪問し、手帳を取得し、本人の行き場なく、再雇用。将来は老人ホーム希望。58歳の4度者は養護学校卒業後、マッサージ学校を出て35歳時より自宅でマッサージ業に従事している。88歳の母と同居しているが、母なきあとは姉たちが面倒を見ることになっている。57歳の4度者はパート就労している。48歳の妹夫婦の世話になっている。

これらの人達は就労能力と家族の支えの両方が揃っているのでこうした生活ができるわけだが、その生活も転機にさしかかっていることがうかがわれる。すなわち一方で本人の高齢化に伴う体力の低下が就労生活を脅やかし、もう一方で家族の支える力が限界に達しつつある。ここにも在宅生活者と同様に入所施設ないしは生活寮予備軍としての存在がある。

4) 病院入院者

病院入院中の人が4名いる。64歳の2度者は4年間入院中で、妹夫婦と同居していた。63歳の3度者は34歳時からほぼ間断なく入院している。59歳の3度者は23歳ごろから独語・空笑が現れ、精神病院に1ヵ月入院、その後自宅で軽作業をしていたが、服薬・通院せず、47歳時、

賽銭を盗んだり、他家の子どもを勝手に連れ出す、信号無視などがあり、母の入院も重なり、生活指導ができないので入院となる。58歳の2度者は92歳の母と暮らしているが、5年前から入院中である。

いずれも家庭の保護機能の限界状況で長期入院となっていて、家庭退院は難しいと思われる。

5) 生活寮入寮者

生活寮利用は1名だけである。62歳の3度者で、父母はなく、4年前から生活寮を利用し、昼間は区内福祉事業団に通っている。

64歳～57歳というこの年齢層は入所施設や生活寮でトータルに生活をささえ、家族で支えている人達にはショートステイやホームヘルパー、その他の総合的な援護が必要であろう。

(2) 昭和10～19年生

1) 生活施設入所者

現在56～47歳であるが、この119名のうち62名(52.1%)は生活施設に入所している。はじめて入所施設に入った年齢別に入所理由をみてみよう。

ひとつのタイプとして児童期(18歳未満)の入所がある。6歳で入所した3度者は幼児の時に両親に遺棄され、19歳時から20年間就労して38歳時に成人施設に入所している。9歳で精神薄弱児施設に入所した2度者は、19歳で成人施設に入っている。母、本人、妹2人も精神薄弱で、父は成人施設入所前に死亡している。13歳で精神薄弱児施設に入所した2度者は16歳で成人施設に移っている。以上3名は不就学である。15歳で施設入所した3度者は中学校障害児学級卒業後の入所で、その後32歳で精神薄弱者更生施設に入所している。厳密には児童期の入所というより広義の成人期入所ととらえたほうがよいかもしない。ここに連続するものとして、18歳で精神薄弱者更生施設に入所した2度者は小学校中退で、そのブランクの期間どうしていたかは不明である。現在は84歳の父、80歳の母がいる。同胞は結婚して別に住んでいる。同じく18歳で更生施設に入所した2度者は養護学校

高等部卒業直前の入所である。現在は78歳の母がいて、3人の姉妹は嫁いで家にいない。

20歳代の入所が8名いる。中卒後20歳で更生施設に入所した2度者は、現在63歳の兄夫婦が家を守っている。20歳代で救護施設に入所となつた4度者の直接の入所理由は父の老人ホーム入所であった。28歳で更生施設に入所した1度者は不就学で、現在74歳の母がいる。4人いた同胞はそれぞれ結婚して独立している。同年齢で入所した3度者は不就学で、入所6ヵ月後に母が死亡し、その15年後には父も死亡している。29歳で入所した1度者は不就学で、現在65歳の兄夫婦がいる。施設入所以前の生活状況はつかめていない。同年齢で入所した3度者は、2人の姉も精神薄弱で、前年父死亡の後、母親だけでは3人の世話をできないので施設入所となつた。同年齢で救護施設に入所した3度者は中学校普通学級卒業後住宅で、姉も精神病で入退院をくりかえしていた。いずれの場合も施設入所前の生活はあまり充実していない。

30歳代の入所は16名である。30歳で更生施設に入所した3度者は、その前7ヵ月間区内B福祉ホームに通所している。現在は56歳の兄が家にいる。同年齢で入所した3度者(大正14年生)は、小卒後、戦時中に就職したが長続きしなかつたようである。現在72歳の兄がいる。31歳で入所した3度者は小卒後家庭保護であったが、適切な指導もなく自立生活も不確立であった。現在64歳の姉がいる。33歳で救護施設入所した2度者は9歳のときに父死亡、入所の9ヵ月前に母が死亡している。35歳で救護施設入所者は9人の兄弟の二女で、父母はなく、他の兄弟姉妹は独立して本人のみ家に残され、家主のもとから病院の清掃婦として5年間勤め、ケガでひとりでの生活困難となり、退院後婦人相談所・一時保護所に入所。その後2ヵ月間義姉宅に引き取られた後施設入所となっている。36歳で更生施設に入所した3度者は2年後に退所して通勤寮に1年半いたが、その後救護施設に再入所している。父母は死亡している。同年齢で入所した3度者は、小卒後就労し、数回転職したが長

づきせず施設入所となる。入所5年後父死亡、9年後に母死亡している。37歳で救護施設に入所した3度者はその前2年間福祉作業所に通っている。盲学校に2年間通ったが知能が低く退学している。父母はいない。39歳で更生施設に入所した3度者は、小学校普通学級に入学したが、他の生徒に迷惑をかけることで3年で退学、母は離別していて、父が本人28歳時に死亡するまで家業の本屋の手伝いをしていた。その後継母の世話を受けながら10年間福祉作業所に通所して施設入所となったものである。

この年齢層になると、施設入所前に就労、家業手伝い、福祉的就労などを経験したものが相当数いることが特徴的である。

40歳代の入所は28名である。40歳で区内A施設に入所した2度者（肢体不自由1級）は不就学で、本人35歳時に母が死亡し、6歳上の姉が同居している。父親が在宅で家業のかたわら本人の面倒を見ていたが、高齢のため姉に代わり、仕入れ時の父78歳の介護が困難となり施設入所を希望した。同年齢で施設入所した肢体不自由5級者は学校卒業後18年間就労し、28歳時から10年間通勤寮、その後1年間の生活寮を経てアパートでの自立生活に入ったが、盗癖があってひとりでの生活が難しくなり、施設入所となつた。保護者として継母がいたが、施設入所4年後に死亡した。41歳で区内A施設に入所した3度者は中学校障害児学級を卒業し、小学校の先生の紹介で仕事に就くが長続きせず、19歳の時体調を悪くして入院となる。その後22年間の入院生活で、その間退院のすすめがあり、施設入所を目標に退院訓練をして施設入所となつた。同年齢の2度者は34歳時から区内B福祉ホーム、障害者福祉会館に合計7年間通つて区内A施設入所となつた。母はこの施設入所直後に死亡している。実際上の保護者は6歳以上の兄夫婦（同居）だったが、区内B福祉ホーム通所開始の前年（本人33歳時）に義姉より、母も高齢になつたので（母74歳）施設入所をと区に相談があつた。42歳で区内A施設に入所した3度者は、中学校障害児学級を卒業し、その後本人25歳時

に父死亡、その後の生活を稼いでいる3人の姉たちに頼めず施設入所となる。同年齢で更生施設入所となつた3度者は、父は本人14歳時に死亡し、中学校障害児学級を卒業後食品会社に10年勤め、以後家業（印刷、兄）の手伝いをするが、その後家業倒産し、本人の居場所がなくなり施設入所となる。44歳で更生施設入所した2度者は、両親死亡後同居の姉夫婦が世話をし、障害者福祉会館の巡回訪問を受けてきたが、姉夫婦の子どもの成長とともに本人介護の時間的余裕がなくなり施設入所となる。44歳で区内A施設に入所した4度者は中学（普通学級）卒業後転職を30回以上している。母子世帯で母が高齢となり（入所時74歳）、別居の姉、妹も本人といっしょに生活する意思がないため施設入所となる。45歳で更生施設に入所した1度者は、施設入所時父72歳、母76歳の高齢で、6歳年下の弟は別に住んでいた。家庭での生活は困難で、緊急一時保護をくり返し利用し、障害者福祉会館の巡回訪問も受けた後で施設入所となつている。46歳で施設入所した3度者は、小学校卒業後就労していた会社が移転し就労不可能となり施設入所。その時母は80歳であった。47歳で区内A施設に入所した3度者は小学校卒業後20～21歳に思春期精神不安定で精神病院に入院し、その後スリッパ製造工場で雑役として勤務、39歳時から2年間区内B福祉ホームに通い、その後6年間障害者福祉会館に通う。両親とも高齢で（施設入所時父76歳、母71歳）本人の介助ができなくなり、施設入所となる。3歳下の弟は別に住んでいる。49歳で更生施設に入所した3度者は、32歳時から福祉作業所に通つていて、父85歳がガン、母81歳が痴呆症で、9歳以上の兄夫婦も介護や世話がしきれなくなり施設入所となる。同年齢で更生施設入所した3度者は、母は本人幼時に死亡し、父は本人25歳時に死亡。その後飲食店経営の叔母に養女として引き取られ店の手伝いをしていたが、本人37歳時叔母死亡し、相続人の従兄と折合が悪くなり、15歳上の兄に引き取られ、その兄のすすめで福祉作業所に通い始め、11年後に施設入所となる。

この年齢の施設入所者の多くは相当長期間の就労経験や通所経験をもちながら、家族の高齢化や死亡のためにその生活を維持できなくなり施設入所となっている場合が多い。“親なきあととの問題”としての施設入所である。

50歳代での施設入所は4名である。50歳で入所した4度者は父の大工仕事を手伝い、父の死後は母の内職の手伝いをしてきたが、その母が死亡して施設入所となっている。同年齢で入所した2度者は口をまったく開かないのでろう学校に入学したが1年で退学している。32歳時に父が死亡し、以後母の世話を受けている。34歳時より障害者福祉会館に通所し、本人50歳時に母が死亡して、別に住んでいた姉の世話を6カ月間受けた後に施設入所となっている。53歳で施設入所となった4度者は父も兄弟も死亡して母の世話を受けていたが、本人52歳時に母が死亡。その後ひとりでくらしていたが、近所より火の元不安の声があり、本人も食事や衛生面での問題があり、施設入所となる。この年齢ではいずれも“親なきあと問題”への対応としての施設入所である。

2) 病院入院者

入院中の人には6名である。66歳の3度者は、母と1歳年長の兄夫婦とくらしているが、本人54歳、母81歳のときに兄より区役所に相談があった。兄の定年が近くなつたので家族の今後のことを相談したいとの申し出であった。本人の年齢から精神薄弱者更生施設は無理で、救護施設が適当とされたが、生活保護対象とはならず、病院入院となっている。65歳の2度者は6歳下の弟夫婦とくらしていたが、54歳の時に病院入院となり今日に到っている。49歳の4度者は中学校障害児学級を卒業したが、41歳時に脳内出血で倒れ、肢体不自由1級となり、以来病院入院となっている。同年齢の4度者は中学普通学級卒業後家でブラブラしていたが、44歳時に障害者福祉会館の巡回訪問相談で本人の状態が悪いと言われ、3ヶ月後に病院入院となる。

これらをみると、長期入院患者の中で相当部分が本来ならば入所施設に入った方が妥当であ

るが、適當な施設がないまま病院入院となつていることがわかる。福祉行政として考えるべき問題の主要な点はここにあるといえよう。

3) 就労生活者

就労(含家事手伝い)している人は15名である。65歳の4度者は7歳時より親類の家に住込み奉公していた。単身生活で、今は親類の家に寄宿し、近所の家に頼まれて掃除に行って小遣い程度の報酬をもらっている。55歳の3度者は31歳から52歳まで救護施設、更生施設に入所し、その後生活寮に入って一般就労している。81歳の母は別に住んでいる。54歳の4度者は父母とも死亡していないが、38歳以後通勤寮をへて現在生活寮に入って一般就労している。53歳の4度者は中学普通学級卒業後26歳時まで親類のパン屋で働いていたが、倒産により働きなくなった。その後弟の仕出し弁当業の手伝いをしていたが、44歳時に弟と喧嘩になり、自殺未遂。心因反応とのことで精神病院に入院した。現在は日曜だけ警備員の仕事をしている。52歳の4度者(肢体不自由4級)は、中学普通学級卒業後就労したが、会社の倒産や人員整理にあって職場を転々とし、39歳時よりテレビ部品製造会社に勤めている。51歳の4度者は養護学校中学部卒業後住込みで家事手伝いをしている。42歳時に区内A施設開設に伴い施設入所を検討したが、当時76歳の母は特別養護老人ホームに入所していて、住込み先の家庭で親なきあとも面倒をみていく意向があるため現状のままとなる。同年齢の4度者は86歳の父と76歳の母とくらして家事手伝いをしている。53歳の兄、46歳の妹は別にくらしている。50歳の4度者は77歳の母とくらしているが、中学校障害児学級卒業後、工員として就労している。同年齢の精神薄弱者は82歳の母、47歳の妹夫婦と同居し、妹の夫の所でカメラ部品の製造に従事している。同年齢の3度者は78歳の母と52歳の兄夫婦と同居している。養護学校高等部卒業後就労しているが、母なき後は同居の兄に面倒をみてもらうことはできない様子である。同年齢の3度者は家族がなく、5歳から19歳まで精神薄弱児施設に入所し、その後住

込みで仕事の手伝いをしている。49歳の3度者は72歳の母と41歳の弟と同居している。機械彫刻の会社に勤めている。母なき後のことについては不明である。同年齢の4度者は74歳の母と43歳の弟夫婦と同居している。養護学校中学部卒業後、1番目の会社には1年、2番目の会社には2年勤めた後、現在の会社に勤めている。同年齢の3度者は80歳の父が特別養護老人ホームに入所し、51歳の兄は別居、40歳の弟は更生施設に入所しているが、本人は39歳頃から5年間区内A施設に入所したが、その後生活ホーム（区立生活寮）に入り、弁当屋に勤めている。48歳の3度者は76歳の父、73歳の母と同居している。養護学校高等部卒業後就労している。会社の理解度は高い。同年齢の4度者は76歳の父、62歳の母、34歳の弟と同居していて、家事手伝いをしているが、両親健在の間は親もとで、死後は兄弟がひきとることになっている。47歳の3度者は85歳の母、58歳の姉と同居している。中学普通学級卒業後工場勤務していたが、姉より、工場で火傷受けたり、男の同僚にからかわれると相談があり、痴愚級精神薄弱と判定され、勤務先に本人の指導について依頼する。その後福祉作業所に通所し、33歳時よりクリーニング工場に勤めている。同年齢の4度者は6歳年長の夫と子どもがいたが別居し、36歳時に更生施設に入所、3年後温泉ホテルの食器洗いや風呂場洗いの職場実習に出るが、仕事がきついのと義姉と施設の信頼関係がくずれ、就労につながらなかった。その後電機コード部品関係の会社に就労定着し、施設が自主運営している生活寮に入っている。

これら就労者は、障害程度が軽いこともあり、就労生活は安定している場合がほとんどだが、家庭生活については親の高齢化が進んでいて限界状況に達しているケースが少なくない。きょうだいが同居している場合でも親なきあとそのまま世話をもらえる条件の家庭は多くない。相当数の人に、就労生活を支えるための生活寮などの社会的ケア体制づくりが緊急の課題となっている。この年齢層では生活寮に入ることで

“親なきあと問題”への対応が基本的に終了しているケースがいくつかあった。その中には更生施設を退所して地域でのより広がりのある社会生活を実現している者もある。生活寮の有効性を示す好例であろう。

4) 福祉的就労従事者

福祉的就労に従事している人は8名である。56歳の3度者は父母死亡後、50歳の弟が同居しているが、本人は46歳時から授産所に通っている。54歳の3度者は90歳の母と同居し、42歳時から作業所に通っている。52歳の2度者は77歳の母とくらしている。43歳時に区が施設入所の希望調査を行ったが、当時父が死亡したばかりで、本人が母の支えになっているため、母が健康のうちは現状のままとなり、障害者福祉会館の作業グループに通っている。同年齢の3度者は79歳の母と精神病院入院中の姉（56歳）と同居している。養護学校中学部卒業後、生活実習所、更生施設をへて、1年前から区内C通所施設に通所している。更生施設退所は、施設内で暴力事件をひきおこしたためで、生活寮入所を検討したが、本人拒否のため現状のままである。49歳の3度者は父母は死亡している。福祉作業所を出たあと掃除の仕事を転々としている。生活面では2年間の通勤寮生活のあと生活寮に入っている。47歳の2度者は76歳の父、74歳の母と同居している。28歳時に更生施設入所対象者として判定されているが、入所の時期については今後の検討ということになっていた。母が健在の間は自宅から通所施設に通い、母なき後はどんな施設にでも入るという本人と家族の約束になっているとのことである。現在は障害者福祉会館に通所している。同年齢の2度者は83歳の父、84歳の母、58歳の姉と同居している。現在障害者福祉会館の作業グループに通所している。母なき後は姉が世話をすることになる予定である。同年齢の4度者は70歳の父母と35歳の妹と同居していて、現在福祉作業所に通っている。

現在通所施設で作業等をしているこれらの人たちは、それぞれ高齢の親やきょうだいの世話を受けている場合が多いが、“親なきあと問

題”を中心とした不安定な要素を抱えており、相談・助言も含めた専門的援助が必要とされていよう。

5) 在宅生活者

在宅生活者は23名である。56歳の3度者は不就学で、51歳の夫と18～9年間同棲し、49歳時に入籍している。生活保護受給者である。在宅生活者の中でもそれなりの市民的生活をしている例外的ケースと考えてよいだろう。55歳の2度者は92歳の母とくらしている。47歳時に母親高齢のため福祉課から区内A施設入所希望を問い合わせしたが、母親健在のうちはと施設入所を希望しなかった。その2年後に母親が軽い脳硬塞で寝たり起きたりの状態になり、弟夫婦が同居することとなった。同年齢の4度者は85歳の母と56歳の兄と同居している。国民学校に1年遅れて入学し、4～5年で中退している。54歳の2度者（言語障害3級）は84歳の母と弟夫婦と同居している。不就学で、母死亡後は弟夫婦が面倒を見る予定になっている。同年齢の障害程度不明者は、父母、弟とも死亡し、25歳から現住所に子守りなどをして住み込んでいる。44歳時から2年間、四国の寺に預けられている。53歳の3度者（肢体不自由2級）は79歳の父と71歳の母とくらし、同一敷地内の別棟に3歳以下の弟夫婦が住んでいる。51歳の4度者は中学校普通学級卒で、32歳頃に授産施設に入所、1年後に関連の製びん所に就職し、その後職場の同僚と結婚している。市民的生活を営んでいるケースである。父母とは別にくらしている。同年齢の4度者（肢体不自由4級）は中学を2年で中退し、35歳時から福祉事業団に通所するが、同事業団の作業種目である公園掃除は足が痛いと言ってやめる。そのころ愛の手帳を取得している。現在生活保護受給中で、ブラブラしてすごしており、企業就労の能力はない。同年齢の3度者は90歳の父、83歳の母、55歳の兄夫婦と同居している。中学校普通学級卒業後3年間ほど製造業に就職し、その後家業の印刷業を手伝うが、現在はブラブラしている。50歳の4度者は3歳以上の兄夫婦と同居している。中学校普

通学級卒業後在家生活で、4年前、当時78歳の母がねたきり状態になって特別養護老人ホームに入所したため、兄より本人の施設入所について相談があった。都心身障害者福祉センターで入所必要との判定を受けるが、てんかん発作が多く、治療と投薬管理の方法を決める方が先決ということで、施設入所は先送りになっている。同年齢の3度者（肢体不自由2級）は90歳の父、86歳の母、45歳の弟夫婦と同居している。不就学で、39歳時より8年間身障重度授産施設に入所して帰宅し、現在週2回在宅生活サービスセンターを利用している。同年齢の2度者（肢体不自由3級）は87歳の母と68歳の兄夫婦と同居している。49歳の3度者は74歳の父、73歳の母、38歳の妹と同居している。不就学で、自宅で母親の手伝いをしている。障害者福祉会館の仲間のつどいなどのいろいろな在宅サービスにつなげるよう働きかけているが、あまり積極的でない。同年齢の2度者は82歳の母とくらしている。43歳時に更生施設に入所したが、4カ月で退所、一昨年から都の緊急一時保護などを繰り返し利用している。同年齢の4度者は母なきあと、58歳の妹夫婦とくらしている。中学校普通学級卒業後金属会社に17年間就職していたが、現在は本人のみ生活保護を受給して生活している。48歳の2度者は82歳の父、75歳の母と同居している。39歳時に福祉課が区内A施設入所の希望を問い合わせしたが希望せず、通所施設で家族以外の人との接触をはかることを検討することになったがまだ実現していない。47歳の弟、44歳の弟がそれぞれ結婚して別に住んでいる。同年齢の2度者は69歳の父、80歳の母、44歳、40歳の弟と同居している。25歳時に8カ月間精神薄弱者更生施設に入所している。障害者福祉会館の仲間のつどいに参加している。親が面倒を見る間は一緒に生活したいとの意向である。同年齢の3度者は父母が死亡し、62歳の姉（肢体不自由）といっしょにくらし、同一敷地内の別棟に68歳の兄夫婦が住んでいる。中学校障害児学級卒業後福祉作業所などに行つたが、8年前に退所し、現在は障害者福祉会館の巡回相談の

対象者となっている。本人が姉の面倒を見ている。47歳の2度者（聴覚障害3級）は68歳の母、36歳の弟と同居している。ろう学校に2年間通学している。33歳時に精神薄弱者援護施設入所適当の判定があった。区内A施設開所時にケアスワーカーが施設入所の相談をしたが、本人の世話が母親の生き甲斐になっているため見送りとする。その2年後から障害者福祉会館の巡回相談の訪問ケースとなっている。同年齢の4度者は、87歳の父、81歳の母と同居している。中学障害児学級卒業後、家業の工場の手伝いをしている。30歳頃に欲求不満のような形で分裂病になり、精神病院入院、37歳時に退院した。家族は就労させたい意向だったが無理だった。翌年区内A施設開所に伴って入所希望があったが、幻覚症状があって作業は無理との医師の診断により中止となり、今日に到っている。同年齢の3度者（肢体不自由1級）は91歳の父、48歳の妹夫婦がいるが、別にくらしている。障害は42歳時まで3級であった。29歳時に国立リハビリテーションセンターに入所希望するが、訓練効果が期待できないとの理由で却下され、31歳時より他区の無認可施設に3年間入所し、その後36歳時より6年間生協で働く。44歳時より生活保護受給。一昨年区内通所施設を見学し、通所を働きかけるが、本人が拒否、現在に到っている。同年齢の4度者（心臓病、視覚障害3級）は86歳の病弱の父、85歳の母と同居している。中学校障害児学級卒業後22年間製造業に就職したが、分裂病で6ヵ月入院して退職。その後区内福祉事業団に1年間通い、また障害者福祉会館の仲間のつどいにも出席していた。3年後に両親高齢、母親が病気で倒れたため視覚障害との重複障害から重度身障更生施設に2年間入所したが、適応できずに退所した。今後両親に何かあった時の処遇方法を検討中のケースである。

この在宅生活者の生活状況を見ると、いくつかの生活パターンが混在していることがわかる。第1は就労はできないながらも結婚するなどして市民的生活を営んでいるケースで、この人にはより間接的な援助方法が求められよう。

第2には、親世代から同胞世代に扶養者の移行が完成し、その家族の一員としてそれなりの安定的な位置を占めている人たちである。この人たちには巡回訪問や通所生活に引き出すなどの働きかけ、ショートステイなどの援助が必要であろう。第3には、20年間前後一般就労をするなど、それなりの能力をもった人たちが機能低下などで退職し、その後の在宅生活の設計がうまくできていないもので、ブラブラすごしているなどの生活になっている。それなりの能力をもっているだけに、より豊かな生活ができるよう専門的援助が必要とされている。第4には、入所施設の待機ケースで、ここには親との精神的結びつきが強すぎて、スムーズに入所施設に移行できない人たちの存在が目立つ。長年にわたって親子が一体となった生活を続けてきただけに、親なきあととの体制に段階的に移行していくけるような生活訓練などが必要であろう。このほか、障害者福祉会館の巡回訪問や仲間のつどいが、これら在宅者の生活を豊にするひとつの要素になっていることがうかがわれるが、それが生活全体を変えるまでにはいたっておらず、その機能をより強化するシステムづくりが必要であろう。

(5)昭和20～29年生

この年齢層のうち施設入所者は57名(41.0%)、病院入院者は10名(7.2%)、通所施設利用者は19名(13.7%)、就労者33名(23.7%)、在宅生活者は19名(13.7%)、不明者1名(0.7%)である。

1) 生活施設入所者

まずははじめに施設入所者の概況をみてみよう。46歳の3度者（聴覚障害3級）は母なきあと24歳以上の姉が世話をしてきたが、それが困難となり、本人38歳時に区内A施設開設と同時に入所している。母に代わって姉が世話をした期間は4年だった。同年齢の3度者は92歳、86歳の義父母がいるが、中学校障害児学級卒業後精神薄弱児施設入所、24歳時から1年間精神病院に入院し、その後精神薄弱者更生施設に1年間入所し、後通勤寮に4年間入り、その後福祉作業

所、精神病院入院をへて36歳時に救護施設に入所している。同年齢の3度者（視覚障害4級）は52歳の兄夫婦が家族として後見人になっているが、中学校障害児学級卒業後家業の手伝いをし、本人24歳時に更生施設に入所している。同年齢の2度者は不就学で、本人27歳時に母が死亡し（父はそれ以前に死亡）、18歳年上の兄が保護義務者となり、更生施設入所となった。同年齢の2度者は本人27歳時に母が64歳で死亡、同37歳時に父が78歳で死亡した。本人は中学校障害児学級卒業後障害児通園施設に通い、19歳時より家事手伝いとして家にいたが、母が病気になって世話ができなくなったため姉を頼って上京した。22歳時に更生施設に入所している。45歳の1度者（肢体不自由1級）は28歳時に重症心身障害児施設に入所している。その後本人32歳時に父が67歳で死亡し、現在70歳の母が残っている。同年齢の2度者は本人20歳時に父が73歳で死亡し、母の世話をうけていたが、本人31歳（母72歳）時に更生施設に入所している。その9年後に母が死亡している。同年齢の1度者（肢体不自由1級）は22歳時より更生施設に入所している。同年齢の2度者は19歳で更生施設に入所し、両親死亡のため異母姉が保護者となっての措置となっている。44歳の2度者は不就学で、10歳時に障害児施設通所、19歳時に更生施設に自由契約で入所、1年後に措置となっている。同年齢の3度者は18歳で更生施設入所、3歳年下の弟も別の精神薄弱者更生施設に入所している。同年齢の1度者（肢体不自由1級）は37歳で重症心身障害児施設に入所している。それまでは家族が世話をしていたようである。施設入所時父は72歳、母は65歳であった。同年齢の3度者は中学校障害児学級を中退して14歳時に児童学園入所、その後19歳で更生施設に入所している。同年齢の2度者は本人10歳時に父が死亡し、翌年精神薄弱児施設に入所、その後19歳時に更生施設に措置変更となっている。同年齢の3度者は中学校障害児学級卒業後就職するが長続きせず、父は早くに死亡、母も本人27歳時に死亡し、1年半後に本人29歳で更生施設入所となる。43

歳の3度者は中学年齢から精神薄弱児施設に自由契約で入所し、16歳時より区内障害児通園施設に通い、22歳時より福祉作業所に通っていた。その間30歳時に父が死亡し、母親が本人の世話をしてきた。その後区内A施設開設にともない、母親が高齢（当時64歳）で、気にいらないことがあると母親に暴力をふるうため施設入所となる。43歳の3度者（聴覚障害6級）は20歳時に更生施設に入所し、その後転入によって当該区内に措置移管となっている。同年齢の3度者は本人6歳時に父母が離婚し、父再婚。その頃本人の行動がおかしく、知能検査の結果児童学園入所となり、19歳時に更生施設に措置変更となっている。義母、異母妹は本人を極端に嫌っている。父は5年前に死亡している。同年齢の1度者は不就学で、8歳時より区内障害児通園施設に通園し、24歳時に更生施設に入所している。しかし1年間で退所となり、その後区内福祉ホームに14年間通所して更生施設入所となった。この更生施設入所の1年前に父が82歳で死亡し、74歳の母ひとりで本人の世話をすることとなった。この間、緊急一時保護を区制度、都制度と交互に利用して施設入所までつないだ。42歳の4度者は33歳時に父が死亡し、35歳時に1年間生活ホームに入居し、この間に3ヵ月間病院に入院し、そこから連続して区内A施設の緊急一時保護を利用して、36歳時に更生施設に入所している。その時母は69歳であった。同年齢の1度者（肢体不自由2級）は20歳時に重症心身障害児施設に入所適当の判定を受け、35歳時重症心身障害児施設に入所している。その時父62歳、母61歳、同居の妹30歳であった。43歳の2度者は本人5歳時に父母離婚し、その後生死居所不明である。本人12歳時に精神薄弱児施設に入所し、20歳時に更生施設に措置変更となっている。同年齢の3度者（肢体不自由5級）は両親が離婚して、本人と母は母の勤務先の社員寮でくらしていたが、母がパーキンソン病を発病して母の姉の世話になることとなり、本人33歳時に区内A施設への入所となった。本人は施設で訓練して社会復帰を考えている。41歳の2度者は小

学校障害児学級卒業後在家となり、父母の世話を受けてきたが、20歳時に更生施設入所、6年後に父は死亡している。施設入所時の母の年齢は50歳であった。40歳の2度者は不就学で、本人10歳時に母死亡、9歳年上の姉が精神薄弱（3度）である。本人32歳時に父高齢（当時72歳）、兄も仕事に出ており、精神薄弱の姉と2人が父のもとに残され、その父も1年後に特別養護老人ホームに入るような状態であった。さらに住居も立ち退きをせまられていたため、開設時の区内A施設に入所となった。同年齢の1度者は6歳時から精神薄弱児施設に入所し、後に更生施設に措置変更となっている。同年齢の3度者は本人7歳時に母が単身上京して父と本人が地元に残された。3年後の本人10歳時に父が本人を上野の食堂に遺棄し、精神薄弱児施設入所となる。その後20歳時に更生施設に措置変更となっている。同年齢の1度者は6歳で児童学園に8年間入所し、15歳頃保養院入院、18歳時より5年間区内福祉ホームに通所して、23歳時に精神薄弱児施設に自由契約で入所している。入所時父は60歳、母は54歳であった。39歳の1度者は不就学で、14歳から区内障害児通園施設に通い、その後各地の更生施設入所決定となるが、入所に到らなかった。すなわち22歳時には国立コロニーのぞみの家、23歳時には八王子福祉園、26歳時にはふたたび八王子福祉園、28歳時には日の出福祉園、29歳時にはふたたび日の出福祉園、同年国立コロニー入所決定となるが本人辞退となる。この間区内福祉ホームに通所し、31歳時に区内A施設開設によりはじめて更生施設入所となった。このとき父は61歳、母は59歳であった。家族にとって施設入所は認めがたいことであったことがうかがえる。同年齢の1度者（肢体不自由1級）は不就学で家族が世話してきたが、29歳時に母親の病気のため区制度、都制度の緊急一時保護で施設入所し、母は発病3ヵ月で死亡した。後は63歳の父と3歳年下の弟が世話をし、2年後に措置入所となった。37歳の2度者は養護学校高等部卒業後福祉作業所に15年間通い、母の健康状態悪化により本人の介護

が難しくなり、2年前に区内A施設に入所した。その時母は61歳であった。同年齢の4度者は中学校障害児学級を卒業したが、20歳時から5年間病院入院、33歳時から3年間区内福祉事業団に通い、その後9ヵ月間区内精神薄弱者通所施設に通園して、35歳時に施設入所となった。父65歳、母61歳、32歳と27歳の妹が同居していた。

この年齢層の施設入所をみると、これ以上の年齢層とはやや異なった時代背景をみることができ。そのひとつは児童期からの施設入所が一定の割合を占めていることである。昭和30年代に入って精神薄弱児施設の新增設が進み、当時の施設が受け入れ対象として設定した障害程度の精神薄弱児が入所した。これらの人の中には成人期に達するとともに成人更生施設に入所している。あるいはより重度の児童で重症心身障害児施設に入所している者もある。障害児学級を卒業して精神薄弱児施設に入所し、やがて更生施設に移っていった者も少なくない。総じて精神薄弱児施設の整備がそれまでの処遇の流れを変えてきた社会的背景がここにはあろう。成人施設も次第に整えられ、成人期に入った早い段階で更生施設入所となった者も多くなっている。

その一方でこういう形でわが子を手離すことができず、親の高齢化の段階で施設入所となつた人も多い。またこうした緊急度の高い場合には親の発病などの問題の顕在化に対して入所施設が直ちに対応できず、緊急一時保護制度や区の通所施設などが応急時対応をしていたこともわかる。またこのパターンでの施設入所者の中には精神薄弱1度身体障害1級者のように、家庭での世話がきわめて困難であったと想像されるケースも少なからずあった。しかしこうした困難に行政が手をさしのべられている例は少なかった。ここにもうひとつの考えるべき問題がありそうである。

2) 病院入院者

入院中の人は10名いる。46歳の4度者は中学普通学級を中退した。手くせが悪く、学業もついてゆけず、精神分裂症ではと言われたためだ

が、その後親戚の肉屋で6ヶ月働き、その後20回ぐらい職を変えたが、その都度店の金品を持ち出したとして家族が本人の処遇に困り、福祉課で相談を開始した。18歳で更生施設に入所したが、2週間で自宅に帰ってしまい、帰園の意思がないため措置解除となる。その後レストランの出前としてまじめに働きはじめたが、30歳頃より精神病院の入退院をくり返すようになる。36歳時に3ヶ月間都心身障害者福祉センター職能科で訓練をし、その後福祉作業所に2年間通い、そこの指導で山梨県に就労するが、2ヶ月ほどで夜眠れなくなり、病院入院となった。45歳の4度者は養護学校中学部の時に精神病院に入院となり、2年後に退院、飼料店に17年間勤めたが、33歳時にふたたび精神病院入院となり、今日に到っている。44歳の4度者は中学障害児学級卒業後、25歳時に通勤寮に入るが6ヶ月で退寮、その後就労斡旋しても1週間と続かず、在宅生活となる。37歳時に病院入院となっている。同年齢の3度者は中学普通学級を卒業しているが、24歳時に自発性欠如、易刺激性、空笑などのため精神病院入院、その後27歳時に姉より施設入所の相談があり、1年後に更生施設に仮入所するも、共同生活不向き、仕事に対する執着心がないということで入所不適当とされる。その半年後に他の更生施設に入所するが、1ヶ月しないうちに病気が悪化して病院入院。区内A施設開所時も入所可となるが、姉弟の協議で入所を見合わせることとなる。43歳の1度者は本人6歳時に父母が離婚し、継母に育てられるが、不就学で8歳時に児童精神病院に入院している。43歳の3度者は、中学障害児学級卒業後就労していたが、接枝分裂病のため30歳時に精神病院入院となっている。同年齢の4度者は中学普通学級卒業後一般就労していたと思われるが、22歳時に放火未遂で懲役3年執行猶予4年の刑となり、再犯のおそれがあり、施設入所希望で相談に来所した。翌年に愛の手帳を取得、25歳時に精神病院入院となっている。40歳の4度者（聴覚障害6級）はろう学校中学部卒業後精密機械関係に就職したが24歳で退職、以後6

年間在宅生活を送り、29歳時に精神病院入院となっている。39歳の1度者は9歳時に児童精神病院に入院し、その後再三適当な施設に入所する話が出ているが実現していない。

この年齢層の入院者はいずれも精神病院への長期入院者である。約半数が相当期間就労経験をもち、分裂病様の精神障害をきたし入院となっている。そのほか小学校年齢の早い時期に児童精神病院に入院した者もあり、施設入所などの検討を一部でしているが実現していない。いずれも処遇のむずかしさを思わせるとともに、これらの人たちを支える地域ケア体制をどうしたら作れるかという課題の大きさがうかびあがっている。

3) 通所施設利用者

精神薄弱者通所施設を利用している者は18名である。46歳の2度者は76歳の母と49歳の兄夫婦と同居している。中学障害児学級卒業後、区内障害児通所施設、区内福祉ホームを経て現在障害者福祉社会館作業グループに通所している。45歳の4度者は74歳の母とくらしている。中学校卒業後21歳まで一般就労し、その後福祉作業所に通所している。49歳の姉がいるが、結婚して埼玉県でくらしている。同年齢の3度者は75歳の母とくらしている、中学障害児学級卒業後、23歳時から35歳時まで区内障害児通園施設に通い、その後障害者福祉社会館に通っている。区内A施設開所時に更生施設入所について検討したが、会館通所中で安定しているためそのままとなる。母なきあとについては、2歳年下で別に住んでいる弟に面倒を見てほしいと母は思っているが、弟は同意していない。同年齢の2度者は障害者福祉社会館作業グループに通所しているが、5年前に父が76歳で死亡し、現在72歳の母とくらしている。44歳の3度者は73歳の母と50歳の兄、48歳の兄と同居している。中学障害児学級卒業後職場を転々してきたが、36歳時に心因反応で病院入院。その後院後の受け皿として地域の通所施設を考え、同年区内障害者通所施設に通所開始した。43歳の4度者は76歳の母と同居しているが、中学障害児学級卒業後製作

会社にずっと勤めていたが、4年前に解雇され、相談を開始した。障害者福祉事業団につなぎ、今日に到っている。同年齢の3度者は82歳の母、49歳の兄夫婦とくらしている。養護学校高等部卒業後5年間勤めたが、石油ショックの際に人員整理の対象となり、在宅生活となる。31歳時より障害者福祉会館の仲間のつどいに入り、35歳時に区内障害者通所施設開始により通所はじめる。同年齢の3度者（聴覚障害2級）は91歳の父、71歳の母とくらしていて、障害者福祉会館の作業グループに通所している。41歳の3度者（平衡機能障害3級）は68歳の母とくらしている。肢体不自由養護学校高等部卒業後、区内福祉ホームに8年通い、その後障害者福祉会館作業グループに通っている。同年齢の2度者は69歳の父、70歳の母とくらしている。不就学で、17歳から区内福祉ホームに10年通い、28歳時から障害者福祉会館作業グループに通っている。同年齢の3度者は78歳の父、50歳の母、50歳の兄と同居している。小学校障害児学級から児童学園に移り、18歳時から福祉作業所に通っている。39歳の2度者は70歳の父、64歳の母、42歳の姉と同居している。不就学で9歳から17歳まで区内障害児通園施設に通い、その後区内福祉ホームを経て障害者福祉会館作業グループに通っている。同年齢の2度者は母が4年前に死亡し、現在69歳の父と二人ぐらしである。区内障害児通園施設から児童学園に移り、17歳時に父の勤務先の工場で働きはじめるが、2年ほどで解雇、翌年通所授産施設が適当との判定あるが、適当な場所がなく、23歳時から障害者福祉会館作業グループに通いはじめる38歳の2度者は87歳の父、81歳の母、55歳の姉と同居している。17歳時から福祉作業所に通い、区内障害者通所施設開設とともにそちらに移る。両親が元気なうちは家庭でみて、いずれは施設入所を考えている。

現在通所施設に通っている人たちの親の年齢は60歳代から80歳代に及んでいる。親が何とか本人の世話をできるうちは通所生活が可能だが、親なきあととなると、兄弟姉妹で長期にわたって世話をしていく条件のある家庭は少ない。そ

れだけに、ここには親なきあと問題をどう考えるかという大きな問題が横たわっている。施設入所がその対応策の中心となるであろうが、現在うまく適応している通所施設での生活を考えると、生活寮の整備によって現在の昼間生活の続行をささえることにも大きな課題として追求されなければならないであろう。

4) 就労生活者

就労している人は33名である。46歳の3度者は76歳の母とくらしているが、近くのソバ屋でパート勤めをしている。45歳の4度者は78歳の母とくらしている。養護学校高等部卒業後ずっとひとつの会社に勤めている。同年齢の4度者は地方出身で、中学障害児学級卒業後就労したが会社倒産、中学時代の教師を頼って単身上京し就労していたが、休みがちとなり3年前に解雇、その後現在の会社に勤めている。単身生活を送っている。44歳の3度者は72歳の母とくらしている。34歳時より現在のトラック運転助手をしている。4年前に母より区に、自分が高齢になったので施設に入所させてほしいと相談があった。本人は就労して月給も11万円ほどもらっているので、母の元気なうちは在宅からの通勤をすすめ、現在に到っている。同年齢の3度者は81歳の母と41歳の妹と同居している。中学障害児学級卒業後現在の会社に勤めている。42歳の3度者（聴覚障害3級）は電線会社に就労しているが、母が死亡して3年前から生活寮に入っている。同年齢の4度者は26歳時から3年間通勤寮に入り、その後区内の生活寮でくらしている。同年齢の3度者は中学障害児学級卒業後3度目の職場に勤めている。父66歳、母69歳、妹35歳と同居している。41歳の3度者は父母ともに死亡し、生活ホームに入っている。同年齢の3度者は、10歳時に父離別、33歳時に母死亡し、継父と二人世帯になるため、施設入所の相談があり、婦人相談センター時保護で1ヶ月つないだあと区内A施設に入所。34歳時に生活ホームに入り、同時に弁当屋に就職した。同年齢の4度者は母が11年前に死亡して通勤寮に入っている。40歳の3度者は養護学校高等部卒業後働い

ているが、母は22歳時に死亡し、父も34歳時に死亡、その2ヵ月後に生活寮に入っている。39歳の4度者は弁当屋に勤めているが、両親死亡後単身生活で、栄養・食生活面で問題があることから区生活ホーム開設と同時に入居している。38歳の3度者は79歳の父、76歳の母とくらしている。母は3年前に脳梗塞で倒れている。本人は現在病院で掃除の仕事をして両親の生活を経済面で支えているが、親なきあとひとり暮らしはできない生活寮対象者である。38歳の3度者は父母なきあと、義兄（男児3人を抱える父子世帯）が面倒を見てくれた。扱いは乱暴だが気持ちはあたたかい人だった。その後29歳時から3年間通勤寮に入り、さらにその後生活寮に入つて今日に到っている。同年齢の3度者は64歳の母と35歳の弟と同居している。養護学校卒業後、家業のクリーニング店の手伝いをしている。

通常の就労をしているケースの概況は省略したが、それぞれ親が生活面での支えとなっている。親の年齢は60歳代であり、やがて親なきあと問題に直面してくることがはっきりしている。生活寮、通勤寮などの手立てが不可欠であろう。またそのつなぎの生活の場としての一時保護体制も待たれている。また単身生活をしている人も何人かいる。これらの人については定期的に訪問して相談にのったり、青年学級のような集まれる場をつくることも必要であろう。

5) 在宅生活者

在宅生活をしている人は19名である。45歳の3度者は父が6年前に死亡し、78歳の母と二人ぐらしである。中学普通学級卒業後メッキ工場に勤めていたが、36歳時から無職在宅となっている。母なきあとは姉が面倒をみなければと思っているようだが、いっしょに生活するのは困難なようである。障害者福祉事業団につなげていくことを検討中。同年齢の3度者は結婚していて、夫は59歳で、22歳、20歳、19歳の子どもがいる。44歳の3度者は85歳の父、81歳の母とくらしている。同年齢の3度者は71歳の父とくらしている。中学3年時に交通事故にあって以来外出はほとんどしない。父は将来のことは弟夫

婦に頼んであると言って親の会や障害者の行事には参加しない。43歳の4度者は母が死亡し、父は再婚していて本人といっしょに生活する意思はない。中卒後集団就職で上京し、鉄工所に勤務、てんかん発作のため1年で退職し、兄のラーメン屋で10年くらい働くが倒産、その後で愛の手帳を取得している。同年齢の4度者は74歳の母と二人ぐらしで、てんかんのため1日3回服薬、5年前から生活保護受給中である。同年齢の3度者は63歳の母と二人ぐらしで、33歳時から障害者福祉会館仲間のつどいに参加している。41歳の3度者は72歳の父、71歳の母とくらしている。中卒後ずっと在宅生活である。40歳の2度者は66歳の父、62歳の母、35歳の妹、32歳の弟と同居している。不就学で区内障害児通園施設、児童学園に16歳頃まで通っている。22歳時に過保護的傾向なので本人の自立に対する居宅指導ケースとなる。この2年前ぐらいから独り言を言ったり、発作的にとびはねて家人が強制的に制止するまで続けたり、太陽の影を恐れたりするようになっている。27歳ごろに太陽の影を恐れる状況はだいぶ改善されるが、家族以外の人の介護は拒否する。28歳時から障害者福祉会館の訪問巡回相談ケースとする。40歳の3度者は本人3歳時に父母離婚、4歳時に再婚、以後継母に育てられる。12歳から8年間児童学園に入り、その後34歳時まで更生施設入所、その後在宅となっている。障害者福祉会館仲間のつどいにつなぐことが検討されている。38歳の4度者は26歳時に障害児学級卒の女性と結婚、子どもが生まれるが、3年後に離婚。仕事はいずれも長く続かず退社。通勤寮、生活寮を利用させるがこれも続かず、浮浪者状態で行方不明になり、生活に困ると姉のもとに現れる。37歳の3度者は70歳の父、65歳の母、40歳の兄と同居している。23歳時より4年間障害者福祉会館作業グループに通所し、その後8ヵ月間クリーニング店に勤める。29歳時より区内障害者通所施設に通所するが、本人の状態不安定と両親の過保護のため3年前に退所して在宅生活となっている。

この年齢層の在宅者の中で結婚して市民的生活をしている人については間接的な援助を必要に応じて考えることが課題であろう。在宅者の中で大きな位置を占めるのは就労生活をしながら不適応状態となり、在宅生活となってしまっている人の問題である。個別的で継続的な相談援助策の強化が必要であろう。もうひとつは家族の考え方や過保護によってずっと家庭の中だけで生活している人の問題がある。これについてもより継続的な働きかけが求められる。

(5) 昭和30～39年生

この年齢層のうち施設入所者は36名(27.5%)、病院入院者は3名(2.2%)、通所施設利用者は43名(32.8%)、就労者は43名(32.8%)、在宅生活者は6名(4.5%)である。

1) 生活施設入所者

施設入所者36名の概況をみてみよう。36歳の2度者は不就学で、9年前に父が82歳で死亡し、当時67歳の母の世話をくらしていた。その後年に障害者福祉会館の巡回訪問を開始し、さらにその翌年には都の重症心身障害児訪問看護を開始した。そしてさらに2年後、本人32歳時に更生施設入所となった。同年齢の2度者(肢体不自由2級)は9歳時より精神薄弱児施設に入所し、18歳時に成人更生施設に措置変更となっている。6歳上の兄も別の更生施設に入所している。同年齢の2度者は7歳時に精神薄弱児施設入所、33歳で成人更生施設に措置変更となっている。同年齢の1度者は不就学で、23歳時に両親が高齢になってきたので施設入所の相談があった。この時点では通所施設を勧めたが、両親が毎日通所に消極的なため、障害者福祉会館の仲間のつどいに参加することとなる。5年後、28歳時に区内A施設に入園した。なお本人9歳時に精神薄弱児施設に3ヵ月入所している。同年齢の2度者は不就学で、6歳から区内障害児通所施設に通所し、15歳時から区内福祉ホームに通い、28歳時に区内A施設に入所した。入所時父は55歳、母は54歳、弟は22歳であった。35歳の2度者は不就学で、11歳時から区内福祉ホー

ムに通所し、16歳から成人更生施設に入所した。34歳の3度者は養護学校高等部を卒業し、3年半就労し、その後4年間福祉作業所に通った後、区内A施設開設に伴って施設入所となった。父母は59歳であった。同年齢の2度者は中学障害児学級卒業後就職したが、1ヵ月と続かず在家となり、精神不安定な状態が続いた。本人29歳時に母が54歳で死亡し、翌年施設入所となった。同年齢の3度者は養護学校高等部卒業後施設入所となった。父49歳、母41歳であった。同年齢の1度者は小学校障害児学級卒業後13歳で精神薄弱児施設に入所し、17歳で成人部に移っている。同年齢の3度者も中学年齢から施設入所となっている。同年齢の3度者は小学校障害児学級に通っていたが、10歳時に精神薄弱児施設に入所し、22歳時に成人更生施設に移っている。33歳の1度者(肢体不自由1級)は不就学で、14歳時に精神薄弱児施設に入所し、24歳時に成人更生施設に移っている。同年齢の2度者は不就学で、6歳時に精神薄弱児施設に入所し、現在成人施設措置替え待機中である。同年齢の3度者は中学障害児学級卒業後5年間福祉作業所に通い、就職したが2年弱しか続かず、その後2年間の在宅生活を経て、ふたたび福祉作業所に通所を始めた。その後3ヵ月の緊急一時保護でつなぎながら、本人31歳時に更生施設入所となった。同年齢の精神薄弱(3度)の姉がいて、2人とも同時に施設入所となった。当時70歳の父は別居中で、母は62歳であった。32歳の2度者は本人16歳頃に埠頭で保護され、精神病院に1年入院した後、救護施設に入所した。氏名生年月日など不明で、家裁で就籍した。31歳の2度者は1歳時に父が死亡し、母子家庭で育った。7歳時から区内福祉ホームに通った。母親の健康状態があまりよくなく、区内A施設開設時に施設入所となった。同年齢の2度者は10歳から14歳まで区内福祉ホームに通い、その後養護学校に移り、高等部卒業後ふたたび区内福祉ホームに通所し、29歳時に更生施設入所となった。父は死亡しており、当時母は57歳で妹は21歳だった。29歳の2度者は7歳時から3年間区内福祉

ホーム、その後1年間児童学園、さらに養護学校高等部を経て、昭和58年に区内A施設に入所した。父は死亡しており、当時母は59歳であった。29歳の3度者は養護学校高等部卒業後1年近く就職し、その間あわせて障害者福祉会館や障害者福祉事業団にも参加していた。退職後1年近く同事業団に通い、22歳時に更生施設入所となった。父52歳、母50歳であった。同年齢の2度者（視力障害1級）は5歳時から4年間区内障害児通園施設に通い、その後精神薄弱児施設に入所し、24歳時に成人棟に移っている。27歳の1度者（肢体不自由2級）は5歳時より重症心身障害児施設に入所している。27歳の2度者は父がおらず母のみで育てられてきた。1～2歳時は肢体不自由児施設に母子訓練で入所し、7歳時には1年間精神薄弱児施設に入所、その後養護学校に移っている。高等部卒業後障害者福祉会館に通うが、この頃母親の精神分裂症が悪化し、都緊急一時保護を利用してつなぎながら、翌年本人22歳時に更生施設入所となっている。同年齢の3度者は養護学校高等部卒業後、区内障害者通所施設に8年間通い、26歳時に更生施設入所となっている。父62歳、母55歳であった。

この年齢層の施設入所は、ライフサイクル上の各時代の施設整備の動向の中で比較的早くから施設入所となってきた印象もうける。学齢期から精神薄弱児施設に入所し、それが成人施設入所に連続していっている。また成人期になると、その時々の施設開設に合わせて施設入所に踏みきっているケースも少なくない。その他区内障害児通園施設や区内福祉ホームが区内の通所訓練の場として先駆的役割を果たし、そこから養護学校や入所施設など次のステップに移っていました人も多い。また施設待機中の手だてとして緊急一時保護制度の利用も欠かせない役割を果たしている。ただ全体として、施設入所となるまでの通所生活を最大限追求する手だてがどれだけ講じられたか、課題が残されているようである。

2) 病院入院者

病院入院者3名の概況を見てみよう。35歳の2度者は本人16歳時に父母が離婚し、父、義母に育てられた。19歳時から救護施設に入所していたが、24歳時に精神病院に入院している。30歳の4度者は中学障害児学級卒業後通勤寮、精神薄弱者授産施設、障害者福祉会館仲間のつどい、区内福祉ホームと移ってきているが、本人19歳時にはじめて精神病院に入院し、以後通所生活と病院入院をくり返しながら、現在も入院中である。27歳の2度者は5歳時から3年間児童精神病院入院、学校も入院継続で院内学級を卒業し、22歳時より現在の精神病院に入院している。

精神病院入院者がこの年齢以上の層の人たちに比べてかなり少なくなってきたこと、それでもなお明確な精神医学的問題をもった人が残ることなどが示されていよう。

3) 通所施設利用者

通所施設利用者は43名で、この年齢層の生活形態ではもっと多くなっている。36歳の4度者（肢体不自由2級）は中学障害児学級卒業後住宅で家事手伝いをしていたが、外で働きたい気持ちがあり、区内福祉ホームに通所したが、同ホームは知能の低い人が多いことや作業が本人に合わずにつづやめ、22歳時より障害者福祉会館作業グループに通所している。現在父63歳、母61歳、弟32歳、28歳と同居している。同年齢では他に障害者福祉会館作業グループ通所者1名、区内障害者通所施設通所者が3名いる。現在の母親の年齢は50歳代後半から60歳くらいである。35歳の4度者は中学障害児学級卒業後7～8年就労したが、分裂病発症して入院、在宅生活の後区内障害者通所施設開設により通所開始となっている。71歳の母と37歳の姉が同居している。同年齢の4度者は30歳から授産所に通い、3年後に区内C施設に入所、1年後に区内障害者通所施設に移って通所生活を送っている。現在父63歳、母60歳である。同年齢の3度者（肢体不自由5級）は精神薄弱児施設入所を経て18歳時から障害者福祉会館に通所となる。26歳時に区内A施設入所希望が出されたが、現在通

所中であること、両親が健在であること（当時父58歳、母53歳）から入所非該当となっている。33歳の2度者は養護学校高等部卒業の時点で施設入所の相談が区福祉課にあった。そのため判定の準備をしたが、本人の状態が安定しているため取り下げ、区内福祉ホーム通所、その後障害者福祉会館作業グループ通所となった。6年後、区内A施設開設時に入所について検討したが希望がなかった。28歳時、他区に転居の話があり、転居先の施設で実習もしたが、最終的には区内の障害者福祉会館の近くに転居することとなった。現在両親63歳である。同年齢の2度者（肢体不自由5級）は養護学校高等部卒業後区内福祉ホームに9年間通い、昨年から区内障害者通所施設に通所している。父61歳、母60歳である。同年齢の3度者は22歳時に結婚し、2人の子どもがいる。家事は夫の母がし、本人は昨年から区内障害者通所施設に通っている。32歳の2度者（視覚障害1級）は16歳で精神薄弱児施設を退所したあと区内福祉ホームに通っている。この時点で更生施設の入所希望があったが保留となり、以後2年に1度くらいの割合で施設入所希望を出すが、緊急度が低いということから不適となり、58年には区内A施設入所希望を出すが、盲精薄のため不可となり、翌年には別の更生施設希望するが、精神薄弱が重くて不可となる。その後他の施設の募集もあるが家族が見送っている。同年齢の3度者は養護学校高等部卒業後区内福祉ホームに通所している。22歳時、区内A施設開設時に親より入所希望が出るが、本人がいやがっており、両親も著しく元気なので（当時父50歳、母47歳）、今しばらく待つことにする。31歳の4度者は養護学校高等部卒業後転職したが、場面緘默があり、対人関係がうまくいかず2カ月で退職し、半年あまりの在宅生活の後に福祉作業所に通い始め、以来安定している。現在父60歳、母62歳、兄34歳が同居している。同年齢の2度者（肢体不自由3級）は不就学で、9歳時から区内福祉ホームに通っている。現在父58歳、母59歳である。30歳の2度者（肢体不自由1級）は養護学校高等部

卒業後福祉ホームに通所している。本人25歳時に父が61歳で死亡し、母と2歳年上の兄が同居している。現在60歳の母に何かあったときには兄が面倒をみていく覚悟をしている。同年齢の4度者は中学障害児学級卒業後福祉作業所に通っていたが、当該区転入に伴って退所し、障害者福祉事業団に通っている。父は本人11歳時に死亡し、現在57歳の母と二人ぐらしである。同年齢の3度者は養護学校高等部卒業後家業の手伝いをしていたが、他人との交流が少なく、友だちもほしいとのことで、27歳時に区内障害者通所施設に通所することとなる。母と二人ぐらしで、母62歳である。同年齢の1度者（肢体不自由1級）は養護学校高等部卒業後障害者福祉会館に通所するが、昨年から区内障害者通所施設に通っている。母62歳、姉35歳、34歳が同居している。同年齢の4度者は中学卒業後調理師学校に1年通い、就職するが、集団への不適応があり、定着しない。2年前より都心身障害者福祉センター訓練室に通所している。父66歳、母59歳の3人ぐらしである。29歳の3度者は養護学校高等部卒業後就労するが、5年後に勤務先の移転のため退職し、障害者福祉事業団に通っている。父62歳、母60歳、兄34歳と同居している。このほか同年齢4度者、3度者が養護学校高等部卒業後就職し、数年後に退職して区内障害者通所施設、障害者福祉事業団に通っている。他に2名は高等部卒業後直ちに通所施設利用となっている。親の年齢は50歳代後半となっている。28歳の4度者は中学校障害児学級卒業後7年間就労し、障害者福祉事業団通所となっている。同年齢の2度者、1度者4名は養護学校卒業後、区内福祉ホームや区内障害者通所施設などへの通所となっている。不就学から通所となった2度者もいる。27歳の1度者（肢体不自由1級）は養護学校高等部卒業後障害者福祉会館に通所している。父60歳、母59歳であるが、施設入所の希望はない。同年齢の3度者は養護学校高等部在学中に区内A施設への入所希望があったが、在学中のため見合せてもらい、卒業後は区内福祉ホームに通所している。ショートス

テイなどを利用して母子分離をすすめることが課題である。現在父60歳、母54歳である。

以上の通所施設利用者をみると、養護学校高等部卒業後連続して利用している人が多い。そのほか学校卒業後就職したが、その後就職継続がむずかしくなり通所施設利用となった人も少なくない。この年齢層の方は親の年齢が70歳前後となっているが、下の方は50歳代後半で、親なきあと問題に今すぐ直面するということではない。そのほか母子分離も含めた生活訓練の課題がある。

4) 就労生活者

就労している人も43名と、通所施設利用者と同人数となっている。36歳の3度者は中卒後家業のうどん屋を手伝うが、廃業のため都心障害者福祉センター訓練室に通い、その後電気関係の会社に勤めている。父76歳、母75歳と高齢で、現在は本人の収入で家族3人が生活している。35歳の4度者は医院に住み込んで掃除、買い物、犬の散歩などの補助的な仕事をしている。本人は現状の生活を続けることを望んでいるが、母親は将来自立することを希望している。父は70歳で大工、母は74歳でパートの仕事をしている。34歳では4度者3人が就労している。親の年齢は父69歳、母66歳、姉38歳の家庭、父69歳、義母61歳の家庭のほか、36歳の姉と二人ぐらしの家庭である。33歳の4度者は分裂症もあって入退院をくり返していて、職場も長づきしない。61歳の父、53歳の母、28歳の弟と同居しているが、母が本人に対して放任的で、再三就労先をかえることについても、本人が自分で職安で仕事を見つけてくるが、より安定した職場さがしなどの指導に本人も家族ものってこない。同年齢の4度者（肢体不自由6級）は安定した職場に勤めているが、両親ともに死亡し、ひとりぐらしをしながら勤めに行っていたが、生活面で問題があることから、5年前から生活ホームに入居している。同年齢で他に2人が両親なきあと生活寮に入居しながら就労している。32歳の4度者は中卒後就労しているが、7年後に母が死亡し、56歳の父と33歳の兄と同居してい

る。同年齢の4度者は岩手の障害児学級卒業後兄弟3人で上京し3人で生活している。同年齢の4度者は仙台の養護学校を卒業し、19歳より現在の会社に住込み就労している。31歳の4度者は父死亡後、母といっしょに住込み就労していたが、26歳時に母が死亡し、その1年半後から通勤寮で生活している。同年齢の4度者は北海道出身で、北海道で施設入所をしていたところ本人が嫌がって単身上京し、住込み就労している。東京での就労生活に失敗したら親元に戻ることで本人了解している。30歳で就労生活している4人は学校卒業後就労しているもので、親の年齢も60歳前でだいたい安定している。同年齢の4度者は高校中退後青果市場で働いていたが、仕事が長続きせず、23歳時に上司に「お前は精薄だ」と言われ相談に来所、同年に手帳取得し、都心障害者福祉センター訓練室通所後就労している。この間に3ヵ月ほど精神病院に入院。家族にも問題がありそうである。27歳の4度者は中学障害児学級卒業後住込み就労していたがけがをしてやめ、母のもとから通っている。父母が別居していて、母は全面的に本人の面倒を引受ける気はない様子で、家庭的に問題がある。同年齢の4度者は65歳の父、53歳の母（視力障害）、2歳年上の兄（障害児学級卒）とくらしている。両親は経済面で本人を頼っていて、自分のもとにおいておきたいという思いがつよい。本人の自立を考え、生活寮への入所を検討しているが、両親の反対で中止となっている。同年齢の4度者は生活寮に入居しているが、肢体不自由者の母が小遣錢をもらいに生活寮にくる。同年齢の4度者は56歳の父、57歳の母と同居している。調理場・洗い場などのパート就労をしているが、男女交際や金銭使用に問題がある。

特に問題のないケースについては省略してその生活概況をみてきたが、問題のあるケースのかなりの部分に親の生活態度や生活意識の問題がある。低文化性の精神薄弱の傾向のある場合、家族の問題と本人の障害による問題が重なって現れるが、これらに対する家族ぐるみの指導援

助をどうするかという問題がある。問題内容は異なるが、放任や過保護も問題として出てきている。地方からの単身上京者の生活問題も示されている。生活寮などの方策で問題解決しているケースもある。そのほか、安定した就労生活を営んでいる人の場合も、親の高齢化に伴う問題が年ごとに大きくなっている。

5) 在宅生活者

在宅生活者は6名と少ない。36歳の2度者は64歳の父、53歳の母、39歳の兄とくらしている。26歳時より障害者福祉会館から巡回訪問相談で1回訪問している。34歳の4度者は学校卒業後都心身障害者福祉センターへの訓練通所を検討するが、本人にも自覚がなく中止となる。その後職を転々と変えて長く続かず、在宅となっている。32歳の4度者（肢体不自由6級）は中学障害児学級卒業後、レストランでコック見習いを4年したが、調理場の温度が上がりてんかん発作を何回かおこして退職した。その後通院しながらプラプラしている。同年齢の4度者は中学普通学級卒で、22歳時に妊娠していることがわかり入籍、1歳年上の夫と10歳の長女の3人ぐらしである。31歳の4度者（肢体不自由3級）は養護学校高等部卒業後就職したが、22歳時退職、以後在宅生活で、障害者福祉会館の仲間につどいに参加している。父62歳、母57歳、姉24歳とくらしている。28歳の4度者は養護学校高等部卒業後段ボール会社に勤めたが、現在はアルバイトで、在宅生活となっている。

このようにこの年齢層の在宅生活者の多くは就労生活不適応者で、よりきめ細かい指導援助によって社会復帰の可能性が充分ある人が多い。家族の問題もある。

総じてこの年齢層は、“親なきあと問題”が今すぐ手を打たなければならないような形では切迫していないが、そう遠くない時期にその問題に直面する人たちである。どの生活形態にも親の生活態度、生活意識に問題のある家庭があり、親に対する指導援助の課題も大きい。また地方からの単身上京者の場合など、親ときり離した障害者本人の生活援助の課題のあることが

示されている。就労などで不適応状態に陥った場合に適切な援助がなされず、在宅生活にとどまっている場合もある。ここにも地域における援助体制づくりが求められていよう。このほか入所施設に入る年齢や時期をどこに設定するかという問題もある。新規開設などの時期に集中することははある程度避けられないが、通所施設や生活寮整備などと合わせて、どう総合的な判断をするかが課題となっている。

注

- 1) それらについては、山田明「戦後障害者の生活問題と障害者実態調査の発展(1)(2)」『障害者問題研究』16号、17号、1978年、1979年、pp.72-87.65-80.
- 2) この種のものとして筆者が行ってきたものに、山田明「障害者の親なきあと問題と生活困難－A県B市における訪問調査結果から－」『共栄社会福祉研究』3号、1987年、pp.27-58. 山田明「在宅重度肢体不自由者の介護問題－A市における訪問調査結果から－」『共栄学園短期大学研究紀要』4号、1988年、pp.89-108. 山田明・西原香保里「重度障害者の介護ニーズと生活構造－東京都中野区における訪問調査から」『共栄学園短期大学研究紀要』5号、1989年、pp.101-132.
- 3) 山田明「重度障害者の存在形態と生活構造－A県障害福祉年金未請求者調査を手がかりに－」『障害者問題研究』22号、1980年、pp.63-86. 山田明「重度肢体不自由者の生活とライフサイクル－身体障害者療護施設利用者の生活歴調査から－」『社会福祉学』24巻1号、1983年、pp.145-177.
- 4) その一端は、山田明「戦前の精神薄弱者施設における対象問題の構造」『精神薄弱問題史研究紀要』21号、1977年、pp.9-23など.